

## 業務仕様書

### 2023–2025 年度 国別研修「中央アジア 脳卒中リハビリテーション」に係る 参加意思確認公募

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、中央アジアのウズベキスタン、カザフスタン、キルギス及びタジキスタンの保健医療及び社会保障に関する担当省庁の政策担当者と、その他の関連医療施設の医療従事者に対し、日本の脳卒中のリハビリテーションに関し、急性期・回復期・維持期における一連の介入に関する政策及び現場レベルの能力向上に向けた研修を行うものです。

本事業の遂行にあたっては、株式会社薬ゼミ情報教育センター（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。

特定者は、40 年以上にわたり医療従事者に対する国内外における教育ノウハウを有し、所属する MIZUHO Group が運営する慢性期向けの病院、リハビリテーション専門病院、理学療法士専門学校及び介護施設との緊密な連携関係を有しています。近年、国際事業にも積極的に取り組み、保健医療分野を中心として世界に活動を広げています。特に、中央アジア地域の保健医療分野においては、キルギスにおける非感染性疾患の早期発見・早期治療のためのリファラル体制強化にかかるプロジェクト、ウズベキスタンの学校教員に対して e-Learning を活用した研修コンテンツ開発のプロジェクト等の実績があります。JICA 事業以外にも、世界銀行グループ国際金融公社の「Patient Referral Policy and Process for Post-acute Rehabilitation Medicine in the Kyrgyz Republic」も実施しました。これら事業を通じて、当該地域における医療制度、課題や問題点を分析し、現地カウンターパートに対して問題解決ロードマップや具体案についての提言をしてきました。

また、本事業のテーマである脳卒中のリハビリテーションに関しては、上記グループ内のリソースにより、脳卒中後の医療施設間のリファラル体制を含む連携・運営管理、保健サービス、保健人材の育成に関する知見を豊富に有しています。特に、本事業に直接かかわる医療法人瑞穂会のリハビリテーション部には、専門性の高い理学療法士、作業療法士が所属している他、川越リハビリテーション病院における実習受け入れの経験、学生への研修実績の豊富な医学アカデミー理学療法学科の脳卒中リハビリテーション分野のカリキュラムが、本事業の形成・実施に有用と考えられます。

さらに、研修対象者のニーズ把握、実践的かつ効果的なプログラムの計画、講師・視察先の確保等のプログラム運営に関しては、2023 年 3 月にキルギスを対象とした非感染性疾患対策に関する JICA 東京所管の研修事業の実施実績を有しています。

上記の理由により、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し

得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

## 1 業務内容

- (1) 業務名：2023-2025 年度 国別研修「中央アジア 脳卒中リハビリテーション」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2023 年度）：2023 年 9 月 18 日～2023 年 9 月 30 日（予定）
- (4) 契約履行期間（2023 年度）：2023 年 8 月 18 日～2023 年 11 月 30 日（予定）  
※2024 年度、2025 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

## 2 応募資格

- (1) 基本的要件：
  - 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
  - 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
  - 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
    - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
    - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
  - 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。  
なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。
    - ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する

る規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
  - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
  - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
  - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
  - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
  - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
  - エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内

容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

## (2) その他の要件 :

案件受託上の条件として、2023年度案件を第1回目として受託し、2025年度まで計3回、本案件を受託可能であること。なお、2023年度案件を受託した者は、業務実施状況に特段の問題がない限り、2025年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。

## 3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2023年6月12日（月）12:00（正午）まで
	提出場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出書類	参加意思確認書（様式1）、同確認書で提出を求められている資料等
	提出方法	メール又は郵送
(2) 審査結果の通知	通知日	2023年6月19日（月）
	通知方法	メール
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	請求方法	郵送(配達記録の残るものに限る)提出期限必着
	請求締切日	2023年6月26日（月）
	回答予定日	2023年7月3日（月）
	回答方法	メール

**提出書類：**

- (1) 参加意思確認書（様式1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- (2) 令和04・05・06年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- (3) 誓約書（様式2）
- (4) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5

JICA東京 人間開発・計画調整課（担当：井上）

電話：03-3485-7051（代表） E-mail: [ticthdop@jica.go.jp](mailto:ticthdop@jica.go.jp)

**【メール送信の際の留意点】**

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は20MB以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、必ずメールにて担当者へ一報すること。

**4 その他**

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機関の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以上

## 2023-2025 年度 国別研修「中央アジア 脳卒中リハビリテーション」 研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2023 年度に係るものである。2024 年度、2025 年度については、別紙 1 「業務仕様書」 2. 応募要件（2）その他の要件 1) を参照。

### 1. 研修コース概要

#### （1）国別研修「中央アジア 脳卒中リハビリテーション」

#### （2）全体受入研修期間（予定）

【来日研修】2023 年 9 月 18 日～2023 年 9 月 30 日

#### （3）研修員（予定）

1) 定員 15 名

2) 研修対象国 ウズベキスタン、タジキスタン、キルギス、カザフスタン

3) 研修対象組織・対象者

・研修対象組織：

ウズベキスタン保健省、ウズベキスタン雇用・貧困削減省、

カザフスタン保健省およびカザフスタン国立神経外科センター、

キルギス保健省、タジキスタン保健社会保護省

・研修対象者：

リハビリテーションを提供する医療機関において、脳卒中の患者へのリハビリを担当している医療従事者

#### （4）研修使用言語

ロシア語

#### （5）研修の背景・目的

中央アジア地域のウズベキスタン、カザフスタン、キルギス及びタジキスタンにおいては、死因における非感染性疾患の割合が増加もしくは高い水準になっており、そのうちに心血管疾患による死因の割合が最も高いである。脳卒中は、適切な治療により死亡を免れた場合も、脳の損傷により多様な身体機能障害が生じるとともに、長期間の臥床による廃用症候群が加わる場合も多い。脳卒中の患者にとって、適時適切なリハビリテーションは、早期離床及び社会復帰に影響し、生活の質に直結する介入として特に重要である。

こうした状況に対し、独立国家共同体（CIS）諸国においては、これまで治療

に比してリハビリテーションが重視されてこなかった傾向にあり、人材の配置・育成が十分とはいえない状況にある。特に、急性期からの早期介入や、急性期から回復期～生活期に至るまでの一連の介入や対応すべき人材が制度化されていないこと、また、臨床現場での技術面の知識・スキルがアップデートされていないこと等が、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス及びタジキスタンにおいて課題として挙げられている。本研修は、中央アジアの4か国において、実施中の事業とも相乗効果を図りつつ、脳卒中のリハビリテーションに必要な制度、アプローチ、治療等にかかる知見を習得・向上させることにより、同地域におけるリハビリテーションに関する医療制度及び質の向上を目指すものである。本研修を2023年度から3回実施し、今回は研修のうち1回目である。

#### (6) 案件目標

我が国のリファラル体制の仕組みやNCDs予防対策に係わる行政及び医療機関の取り組み等を理解し、対象国において、脳卒中のリハビリテーションに関し、急性期・回復期・生活期における一連の介入の改善に資する政策立案能力及び現場レベルの対応能力が強化される。

#### (7) 単元目標（アウトプット）

研修参加者が、脳卒中のリハビリテーションに関し、急性期・回復期・生活期における一連の介入に資する政策、制度についての知識・技術等を習得し、対象国の現場においてその分野においてとるべき施策や活動を検討し、アクションプランを策定するための研修を実施する。

#### (8) 研修内容

##### 1) 研修方法

- ア. 講義
- イ. 演習・実験／実習
- ウ. 見学・研修旅行
- エ. レポートの作成・発表

##### 2) 当機構が実施するプログラム

- ・集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

## 2. 委託業務の内容

#### (1) 契約履行期間（予定）

2023年8月18日～2023年11月30日

(この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます)

## (2) 業務の概要

以下の日本の事例が十分に参考になるように、講義内容や視察先選定などを工夫して研修を実施する。

- ・講義：

- ・日本のリハビリや脳卒中ケア及びリハビリテーション行政
- ・日本における CBR の取り組み、他

- ・実習：

- ・リハビリテーション病院における実習等

## (3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資料返却

### 3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたってロシア語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を2名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のものですので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以上

年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構  
東京センター 契約担当役 殿

提出者 (法人番号)  
(所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名) 印  
(メールアドレス)

2023-2025 年度国別研修「中央アジア 脳卒中リハビリテーション」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。  
※ サイズ：A4判 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

3 付属書類

※ 令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書（写）

以 上

提出日： 年 月 日

## 誓約書

独立行政法人 国際協力機構  
東京センター 契約担当役 殿

2023-2025 年度国別研修「中央アジア 脳卒中リハビリテーション」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

法人番号

住所

法人名

役職名

代表者氏名

印

## 1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察 庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協

力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## 2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係 事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に適かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以上